

指名競争入札の心得

1. 入札参加者は、仕様書、図面等を熟覧のうえ、入札しなければならない。
2. 入札書は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名、押印のうえ入札箱に投入しなければならない。
3. 郵便による入札は認めない。
4. 入札の権限を代表者以外の者に委任する場合は、必ず委任状を持参し、「入札書」の氏名欄には、委任された者の氏名を記入し押印する。
5. 入札に際して当該入札を妨害し、または不正の行為をするおそれがあるときは、その者の入札を拒み、入札場外に退去させることがある。
6. 下記の事項に該当する場合は、当該入札は無効とする。
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
 - (3) 日付を欠く入札、または入札の年月日と合わない入札
 - (4) 記名、押印を欠く入札（代表者印は登録印、代理人印は認印可）
 - (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (7) 明らかに談合によると認められる入札
 - (8) 同一の入札について他人の代理を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札
 - (9) その他入札の条件に違反した入札